## 友新会慶弔規則【現行】

(目的)

第1条 本規則は、本会会員の慶事及び弔事に関して、本会が祝金、香典等を贈呈する基準 を定めることを目的とする。

(慶事)

- 第2条 本会会員が、次の各号に掲げるいずれか の事由に該当するときは、本会は、当該会 員に祝金を贈呈する。ただし、同一会員に つき各号毎に1回限りとする。
  - 一 結婚
  - ニ 事務所独立又はパートナー就任

(弔事)

- 第3条 本会会員に、次の各号に掲げるいずれか の事由が生じたときは、本会は、遺族等に 香典及び供花を贈呈して弔意を表する。
  - 一 会員の死亡
  - 二 会員の配偶者の死亡
  - 2 本会会員の直系尊属又は卑属(いずれも 一親等に限る。)が死亡したときは、本会 会員の希望により、当該会員に香典又は供 花(希望を確認できないときは、供花)を 贈呈して弔意を表する。
  - <u>3</u> 本会は、<u>前2項</u>の香典等のほか、弔電を 送付する。

(その他の慶弔)

第4条 前2条に定める慶弔以外の慶弔が生じた ときは、役員の協議により、適当な方法で 慶弔の意を表することができる。

(要綱への委任)

- 第5条 本規則に基づき贈呈する祝金及び香典 の額その他慶弔の実施に関する事項につ いては、別途要綱で定める。
- 附則 本規則は、平成 <u>23</u>年4月1日より施行する。

## 友新会慶弔規則【改正案】

(目的)

第1条 〔現行のとおり〕

(慶事)

- 第2条 本会会員が、次の各号に掲げるいずれか の事由に該当するときは、本会は、当該会 員に祝金を贈呈する。ただし、同一会員に つき各号を併せ1回限りとする。
  - 一 事務所独立
  - 二 パートナー就任

(弔事)

- 第3条 本会会員に、次の各号に掲げるいずれか の事由が生じたときは、本会は、遺族等に 香典及び供花を贈呈して弔意を表する。
  - 一 会員の死亡
  - 二 会員の配偶者の死亡

[第2項を削除]

<u>2</u> 本会は、<u>前項</u>の香典等のほか、弔電を送付する。

(その他の慶弔)

第4条 〔現行のとおり〕

(要綱への委任)

第5条 〔現行のとおり〕

- 附則<u>1</u> 本規則は、平成 <u>28</u>年4月1日より施行 する。
  - 2 平成28年3月31日以前に生じた事由に 基づく本規則の適用は、改正前の例による。